

委任状

令和 年 月 日

(提出先) 新座市長

委任者 (委任する方) 住 所

氏 名

印 (※自署の場合は押印不要)

生年月日 年 月 日

電話番号 — —

代理人 (市役所に来る方) 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号 — —

私 (委任者) は、代理人に対して下記の事項を委任します。

記

【委任事項】

- 国民健康保険加入・脱退に係る申請に関する権限
- 資格確認書・資格情報のお知らせに係る申請及び受領に関する権限
- マイナ保険証の利用登録解除に係る申請に関する権限
- 限度額適用 (・標準負担額減額) 認定証に係る申請及び受領に関する権限
- 宿泊保養施設利用券・助成券に係る申請及び受領に関する権限
- 人間ドック検診費助成・受診票等に係る申請及び受領に関する権限
- 特定健康診査受診券の再交付に係る申込み及び受領に関する権限
- 国民年金の手続及び相談に関する権限
- その他 (具体的に: _____)

※ 裏面の注意事項も必ずお読みください。

(注意事項)

- ・ 委任状は、委任者の意思に基づいて委任者御本人が作成してください。
- ・ 来庁する際は、来庁した方が代理人本人であることを確認できるものを持参してください。
- ・ 別世帯の方が国民健康保険及び国民年金に係る申請（手続）をされる場合、委任状が必要になります。親族の方でも、世帯が別の場合は、委任状が必要になります。
- ・ 申請（手続）の内容によって、委任者となる方が異なります。御不明な点がある場合は、委任状作成前に国保年金課にお問い合わせください。
- ・ 委任状の有効期限は、作成日から3か月とさせていただきます。当該期限を経過している場合は、委任者の直近の意思を確認させていただく場合がございます。
- ・ 委任内容について、委任者に確認をさせていただく場合がございますので、日中に連絡の取れる電話番号を必ず記載してください。
- ・ 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条（私文書偽造等）又は同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。